

## 償却資産の申告を忘れずに

●お問い合わせ 税務課 ☎ 76-3803

償却資産は、土地・家屋と同じく固定資産税が課税されます。令和4年1月1日現在、九重町内に償却資産を所有する方は期限内に申告してください。

### 課税対象になる償却資産の例（業種別抜粋）

業種	資産の名称	例
各種業種共通	パソコン、コピー機、エアコン、応接セット、看板、LAN設備など	
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機など	
小売業	陳列棚、陳列ケース（冷蔵機又は冷蔵機付のものも含む）など	
飲食業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器など	
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、サインポールなど	
ホテル・旅館業	客室設備（ベッド、家具等）、厨房設備、家具調度品、駐車場設備など	
農業・林業	ビニールハウス、動力伐採機、乾燥機、パワーショベルなど	
電気供給業	太陽光パネル、風車、地熱、バイオマス発電設備、架台（レール）など	

※償却資産とは、法人や個人が事業を営むために所有している構築物・機械・器具などをいいます。

※ただし、下記の資産は固定資産税の償却資産の対象になりません。

①耐用年数1年未満の資産

②取得価額が10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの（少額償却資産）

③取得価額が10万円以上20万円未満の資産で、法人税法等の規定により3年間で一括して費用処理する資産（一括償却資産）

### 申告について

#### ●前年度申告した方

12月中に申告書を送付します。令和3年1月から令和3年12月までの資産の増加や減少を記入し、提出してください。資産に変更がない場合や事業を廃止した場合も申告が必要です。

#### ●初めて申告する方

令和4年1月1日現在の資産所有状況（資産の種類、取得価額、取得時期、耐用年数など）について申告書などを作成のうえ、税務課まで提出してください。

**提出期限 令和4年1月31日（月）まで**

期限が近くなると混み合いますので、早めの提出にご協力ください。

### 家屋の取り壊しをされた方へ

●お問い合わせ 税務課 ☎ 76-3803

- ▶ 固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されます。
- ▶ 住宅や工場、物置などの家屋の全部または一部を滅失（取り壊し）したときは、その旨を税務課まで届け出してください。（令和4年1月1日までに滅失登記を行った場合を除く）
- ▶ 届出がない場合は、固定資産税が引き続き課税されることがありますので注意してください。

シリーズ  
『障がい福祉』  
73

## 特別障害者手当・障害児福祉手当をご存じですか

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎ 76-3821

特別障害者手当 月額／27,350円

●対象者 重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方（おおむね身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A1・A2程度の障がいが重複している。または、これらと同等の障がいや疾病、精神障がいがあり、常時介護を必要とする方）

障害児福祉手当 月額／14,880円

●対象者 重度の障がいがあるため、常時介護を必要とする程度の状態にある20歳未満の方（おおむね身体障害者手帳1級と2級の一部、療育手帳A1・A2、これらと同等の疾病、精神障がいがあり、常時介護を要する方）  
※施設に入所している方・3カ月を超えて継続して入院している方は受給できません。  
※本人又は扶養義務者の所得要件があります。  
※対象要件に該当するかどうかは担当課までお問い合わせください。

## 冬の健康管理 -安全な環境を確保して適度に運動・スポーツを-

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎ 76-3838

冬は寒さで運動不足になります。さらにコロナ禍で活動量が低下している方も多いのではないでありますか。運動不足（身体的不活動）は健康に害を及ぼします。安全な環境を確保して適度に運動・スポーツをしましょう。高齢者や基礎疾患のある方はかかりつけ医に相談しながら実施しましょう。

### 毎日体調チェックをしよう

- 平熱を超える発熱
- 咳、のどの痛みなど風邪の症状
- だるさ、息苦しさ
- 嗅覚や味覚の異常
- 体が重く感じる、疲れやすい等

注意 1つでもあてはまる場合は運動やスポーツは行わないでください。

### 各運動・スポーツの留意点

**密閉 密集 密接 で！**

#### ウォーキング・ジョギング

- 一人または少人数で実施
- 空いた時間、場所を選ぶ
- 他の人との距離を確保
- すれ違う時は距離をとる

#### 筋トレ・ヨガ

- 自宅で動画を活用
- こまめに換気

### 日常生活で感染防止の3つの基本を徹底しよう

- 十分な距離の確保
- マスクの着用
- 手洗い・手指消毒

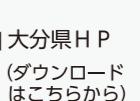
家に帰ったらまずマスクをとり、手や顔を洗いましょう。

NEW

### おおいた歩得を活用しましょう！

▶ 大分県の健康アプリ「おおいた歩得（あるとっく）」に、新たな機能「バーチャルウォーキング機能」が加わりました！

▶ 3密を回避しながら、いつでもどこでも取り組むことができるバーチャルウォーキング機能を是非ご活用ください。



3

コースでスタート！